

改正法・都条例の概要

1. 喫煙規制の主な施設類型一覧

主な施設類型		健康増進法	都条例
第一種施設他	小学校、中学校、高等学校、保育所、幼稚園 など	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置不可 努力義務)
	行政機関、児童福祉施設、医療機関、大学、バス、タクシー、航空機など	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置可)	
第二種施設他	上記以外の施設(運動施設、事務所、船舶、鉄道など)	原則屋内禁煙 (屋内喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (屋内喫煙専用室設置可)
	飲食店	「個人又は中小企業」かつ「客席面積 100 m ² 以下」の場合は、標識掲示により喫煙可	従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる。

都条例よりも健康増進法の措置が同等以上となる事項については、健康増進法が適用される。
 喫煙目的施設(公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店)については、施設内で喫煙可能となる。
 全ての施設において、喫煙可能部分には、喫煙可能な場所である旨の掲示が義務付けられ、客・従業員ともに 20 歳未満は立ち入ることができない。
 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は喫煙規制の対象外となる。

2. 施行日

(1) 第一種施設

改正法：平成 31 年(2019 年) 7 月 1 日(予定)

都条例：平成 31 年(2019 年) 9 月 1 日までの都規則で定める日

(2) 第二種施設

改正法・都条例ともに、平成 32 年(2020 年) 4 月 1 日

飲食店における喫煙場所の有無が分かる標識掲示(都条例の努力義務)は、平成 31 年(2019 年) 9 月 1 日までの都規則で定める日に施行予定

	平成 30 年度	平成 31 年度(2019 年度)	平成 32 年度(2020 年度)
第一種施設	制度の周知啓発	標識の配付	義務違反者等への対応 平成 31 年(2019 年)7 月 1 日施行予定
第二種施設	制度の周知啓発	標識の配付	義務違反者等への対応 平成 32 年(2020 年)4 月 1 日施行
飲食店における喫煙場所の有無が分かる標識掲示	制度の周知啓発	標識の配付	都条例の努力義務 平成 31 年(2019 年)年 9 月 1 日までの都規則で定める日に施行予定

3. 加熱式たばこの取扱い

改正法及び都条例ともに、喫煙の定義に加熱式たばこを含む。

加熱式たばこ専用の喫煙室では、加熱式たばこを吸いながらの飲食が認められている。



4. 喫煙場所におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準等

(1) 第一種施設の屋外喫煙場所

- ・喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ・施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。
- ・施設管理者によって区画されていること。

(2) 第二種施設の屋内喫煙専用室

- ・出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2 m毎秒以上であること。
- ・たばこの煙(蒸気)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等で区画されていること。
- ・複数階の場合は、壁、天井等で区画し、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能とする。

5. 定義の詳細

「行政機関」、「第一種施設・第二種施設」、「複合施設」、「屋外」などの定義の詳細は、今後、政省令・都条例施行規則、ガイドライン等で示される予定である。

現時点で厚生労働省及び東京都から説明を受けているスケジュールは以下のとおり。

平成31年(2019年) 1月～2月 政省令公布後にガイドライン公表(予定)

2月～3月 都条例施行規則公布(予定)

6. 改正法・都条例により課される主な義務等

対象者	主な義務等
すべての者	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙禁止場所での喫煙禁止 ・紛らわしい標識の掲示・標識の汚損等の禁止 など
施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙場所等の標識掲示・技術的基準の遵守 ・喫煙禁止場所での灰皿等の設置不可 ・喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと ・喫煙禁止場所での喫煙の中止や喫煙者の退出を求めること(努力義務) ・立入検査の対応 ・必要書類の保存 など

義務違反等は、指導・助言、勧告・公表、命令、罰則の適用等の対象となる。